

怪しい副業・アルバイトにご注意 簡単に稼げて高収入?! うまい話には裏がある・・・

『利益誘引型のサイト』とは・・・

「相談にのるだけで報酬がもらえる」などとうたう副業、アルバイトの勧誘メール等をきっかけに誘導し、登録後にサービスの利用料金や手続き費用等としてお金を請求するサイトのことです。10～20歳代の若者がこの『利益誘引型のサイト』の契約当事者になりトラブルになっている相談が多くみられます。

トラブル防止のポイント

○副業・アルバイトにあたって「手数料」「登録料」を請求されたら要注意!

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。怪しい副業・アルバイトでは「報酬を得るために必要」などと言われ、様々な名目でお金を支払わされるという特徴があります。知り合いから誘われても、少しでも不審に思ったら断りましょう。

○「荷受代行」・「荷物転送」は絶対にしないで!

「荷受代行」・「荷物転送」はアルバイトを装っていますが、裏の目的はアルバイト人の名義で不正に携帯電話等を購入することであり、その携帯電話が犯人に使用される恐れもあります。身分証明書、銀行口座等の個人情報を安易に伝えないようにしましょう。アルバイト人に対して携帯電話の契約にかかる請求がされる可能性もあり、また料金を支払わないまま強制解約になると、今後携帯電話会社と契約する際に不利益が発生する恐れがあります。

○2022年4月から『18歳で大人』に!

18歳で大人になると、一人で契約できる半面、原則として一方的にやめることはできません。インターネット上には様々な副業・アルバイトの情報が掲載されていますが、始める前に、家族等周りの人に相談するようにしましょう。

[令和3年9月 国民生活センター 公表]

消費生活相談のことなら・・・

- ▶ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
- ▶ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 0584-68-0185
- ▶ 消費者ホットライン ☎^{いやや}188

